

相談名	日時	場所	問い合わせ・申し込み先
弁護士相談	9日(水) 午後1時15分～5時 (受付 1日(火)午前8時30分～) ※先着7人・時間の指定はできません。 23日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 15日(火)午前8時30分～) ※先着6人・時間の指定はできません。	市役所2階 A会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5566・(36)5881 ※市役所代表電話(33)3111では 予約できません
電予			
司法書士相談	16日(水) 午後1時30分～4時30分 (受付 8日(火)午前8時30分～)		
電予			
行政相談	10日(木) 午後1時30分～4時	市役所2階 B会議室	人権・市民生活課 TEL(36)5881・FAX(36)5882
人権相談	10日(木)・24日(木) 午後1時～4時	市役所2階 A会議室	
福祉に関する相談・生活困窮の相談	月～金曜 午前8時30分～午後5時	市役所2階 福祉政策課窓口	福祉暮らし仕事相談室 TEL(36)5583・FAX(32)6518
職業相談 (求人票の配布、就職などにかかる相談)	8日(火) 午前9時30分～11時30分 8日(火) 午後1時30分～3時30分 月～金曜 午前8時30分～午後5時	八幡子どもセンター 八幡東子どもセンター ハローワークプラザ近江八幡	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320 ハローワークプラザ近江八幡 TEL(33)8609
キャリアカウンセリング (仕事・働き方悩み相談)	28日(月) 午後5時～8時	アクティ近江八幡	商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
創業個別相談	8月7日(月) 午前9時～午後5時 9月4日(月) 午前9時～午後5時	安土町商工会 近江八幡商工会議所	安土町商工会 TEL(46)2389 近江八幡商工会議所 TEL(33)4141 商工振興課 TEL(36)5517・FAX(46)5320
農業相談	8月1日(火)、9月1日(金) 午前9時30分～11時30分	総合支所1階 消防司令室	農業委員会 TEL(36)5520・FAX(46)5320
介護者のつどい	9月20日(水) 午後1時30分～3時 ※高齢のご家族を介護されている人が対象	ひまわり館2階 研修室1	長寿福祉課 TEL(31)3737・FAX(31)3738
教育相談	月～木曜 午前9時～午後4時30分 金曜 午前10時～午後5時30分 ※幼児・小・中学生とその保護者対象	教育相談室(マナビィ2階)	教育相談室(マナビィ2階) TEL(37)8877
滋賀で一緒に保育しよう! 『保育のしごと相談会』	18日(金) 午前10時～正午、午後1時～4時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	【問】滋賀県保育士・保育所支援センター TEL 077(516)9090 【申】滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
看職のための 出張就職相談	4日(金)・25日(金) 午前10時～午後1時	滋賀マザーズジョブステーション (県立男女共同参画センター)	滋賀マザーズジョブステーション TEL(36)1831
一日年金相談所	10日(木) 午前10時～午後4時	市役所4階 第1委員会室	草津年金事務所お客様相談室 TEL 077(567)2220
心配ごと相談	月～金曜の偶数日 午後1時～4時	ひまわり館1階 相談室1	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(32)6111・FAX(36)6910
福祉の困りごと相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	
ボランティア・ 地域福祉活動相談	月～金曜(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時	ひまわり館	近江八幡市社会福祉協議会 TEL(31)2677・FAX(36)6910
保護司相談	22日(火) 午後1時～4時	近江八幡・竜王更生保護サポ ートセンター(総合支所3階)	近江八幡保護区保護司会 TEL(46)3141(内線345)
税務相談	9月14日(木) 午前10時～午後4時 ※8月はありません	(公社)近江八幡納税協会 (近江八幡商工会議所2階)	(公社)近江八幡納税協会 TEL(33)4121・FAX(36)8415
相続等くらしの問題 行政書士無料相談	18日(金) 午後1時30分～3時30分	滋賀中央信用金庫本店	県行政書士会湖東支部(江南事務所) TEL(47)7517・FAX(47)8507
無料健康相談	10日(木)・18日(金)・24日(木)・30日(水) 午前9時～11時	滋賀八幡病院	滋賀八幡病院 TEL(33)7101・FAX(32)7725



チラシの料金より高額に? ～排水管の洗浄トラブルに注意!～



【事例】

「排水管の高圧洗浄3千円」というチラシを見て電話で依頼した。後日事業者が訪問すると、説明もなくトイレ、台所、洗面所と次々に作業をされ、6万円を請求された。持ち合わせがないと言うと、数日以内に指定の口座に振り込むよう言われた。高額な請求に納得できない。

さい字で記載されていることがあります。「地域一斉」などの表現を用いて自治体からの案内であると勘違いさせるようなチラシもあり、注意が必要です。チラシの内容は細かい部分までしっかり確認し、安易に依頼しないようにしましょう。

全国の消費生活センターに排水管の洗浄に関するトラブルの相談が寄せられています。チラシでは目立つ文字で低価格を強調していますが、料金が一か所あたりの費用であることや、排水管の長さなどで総額が変わることなど、詳しい説明は小

自宅を訪問した事業者から「このままだと大変なことになる」などと不安をあおる説明をされてもうのみにせず、契約の必要性を十分に検討することが大切です。そのうえで必要のない契約だと思ったらきっぱり断りましょう。トラブルになった場合は消費生活センターに相談してください。

消費者トラブルで困ったらご相談ください!

近江八幡市消費生活センター (人権・市民生活課内)
TEL(36)5566・FAX(36)5882

いやや
188



Vol.5 健診結果は健康づくりのヒントの宝庫 ～健康づくりのスタートに～

年に一度の健診はもう受けられましたか? 健診は受けるだけでなく、結果から生活習慣を振り返ることが大切です。健診結果には健康づくりのヒントがたくさん詰まっています。

健診結果の確認は3つのステップで!

